

第一号様式備考中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第一号様式の三中「~~〇〇海運支局~~」を「~~〇〇運輸支局~~」に改める。

第三号様式備考中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第四号様式中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第五号様式備考中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第八号様式中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第十三号様式の三備考、第十三号様式の四備考及び第十四号様式備考中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第十五号様式及び第十六号様式中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第十七号様式備考中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

第十七号様式の二及び第十七号様式の三中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

(道路運送法施行規則の一部改正)

第九条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第三条第一項中「管轄する陸運支局長」を「管轄する運輸監理部長又は運輸支局長」に、「二以上の陸運支局長」を「運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長」に改め、同条第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第十四条第三項中「又は陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第六十九条第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に、「二以上の陸運支局長」を「運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長」に改め、同条第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第七十条第一項第二号中「二以上の陸運支局長」を「運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長」に改め、同条第四項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

(海事代理士試験規程の一部改正)

第十条 海事代理士試験規程(昭和二十六年運輸省令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(船舶職員法施行規則の一部改正)

第十一条 船舶職員法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第三条、第九条の五第二項、第十三条、第十八条及び第十九条第二項中「海運支局」を「運輸支局若しくは海事事務所」に改める。

第三十二条第一号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第三十七条第一項中「海運支局」を「運輸支局若しくは海事事務所」に改める。

第六十二条第三項中「海運支局」を「運輸支局又は海事事務所」に改める。

第六十四条第二項中「その海運支局」を「その運輸支局若しくは海事事務所」に、「海運支局」を「運輸支局又は海事事務所」に改める。

第六十五条の六の表第十三条、第十九条第二項の項及び第十八条の項中「海運支局」を「運輸支局若しくは海事事務所」に改める。

第二号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第七号様式中「~~新潟~~」を「~~関東~~」に改める。

第十四号様式、第十五号様式及び第十七号様式中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

(自動車事故報告規則の一部改正)

第十二条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

別記様式中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

(運輸審議会一般規則の一部改正)

第十三条 運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(内航海運法施行規則の一部改正)

第十四条 内航海運法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第十四条中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第十九条第一項中「海運支局があるときは、その海運支局長を経由するものとする」を「運輸支局長又は海事事務所長を経由できるものとする」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

第六号様式中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に、「~~海運支局長~~」を「~~運輸支局長~~」に改め、第七号様式中「~~海運支局長~~」を「~~運輸支局長~~」に改める。

(小型漁船の総トン数の測定に関する省令の一部改正)

第十五条 小型漁船の総トン数の測定に関する省令(昭和二十八年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、沖縄総合事務局局長を削り、地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三に定める海運支局を運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に改める。

(自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正)

第十六条 自動車損害賠償保障法施行規則(昭和三十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項第二号中「陸運支局長」を「運輸監理部長、運輸支局長」に改め、同項第六号の二及び同項第七号中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第一号様式中「~~海運支局~~」を「~~運輸支局~~」に改める。

(自動車運送事業等監査規則の一部改正)

第十七条 自動車運送事業等監査規則(昭和三十年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第三項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第五条、第六条第二項及び第七条中「又は陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第九条第一項中「又は陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第二項中「又は当該陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第十八条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の四第一項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。